

国立大学法人京都大学教職員特勤手当等支給細則

(平成16年4月1日総長裁定)

(総則)

第1条 国立大学法人京都大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第21条及び第22条の規定による特勤手当等の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(特勤施設)

第2条 給与規程第21条第1項に定める施設(以下「特勤施設」という。)は、別表第1に掲げる施設とする。

(特勤手当の月額)

第3条 特勤手当の月額は、特勤手当基礎額に、別表第1の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

3級地	100分の12
2級地	100分の8
1級地	100分の4

2 前項の特勤手当基礎額は、教職員が特勤施設に勤務することとなった日(教職員がその日前1年以内に当該施設に勤務していた場合で、当該施設に勤務することとなった日前1年以内の当該施設に勤務していた期間の末日において当該施設が特勤施設に該当していた場合には、当該教職員がその勤務することとなった日の直近に受けていた特勤手当に係る本項に定める異動の日)に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

(特勤手当に準ずる手当)

第4条 給与規程第22条の規定による特勤手当に準ずる手当の支給は、教職員が施設を異にする異動に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動の日から起算して3年(当該異動の日から起算して3年を経過する際、その有する技術、経験等に照らし別に認められた者にあつては、6年)に達する日をもって終わる。ただし、当該教職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

- (1) 教職員が特勤施設若しくは別表第2に掲げるこれらに準ずる施設(以下「準特勤施設」という。)以外の施設に異動した場合 当該異動の日の前日
- (2) 教職員が他の特勤施設若しくは準特勤施設に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合 住居の移転の日の前日

2 給与規程第22条第1項の規定による特勤手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動の日(教職員がその日前1年以内に当該施設に勤務していた場合で、当該施設に勤務することとなった日前1年以内の当該施設に勤務していた期間の末日において当該施設が特勤施設に該当していた場合には、当該教職員がその勤務することとなった日の直近に受けていた特勤手当に係る本項に定める異動の日)に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得

た額(その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

期間等の区分			支給割合
異動の日から起算して4年に達するまでの日	特 地	3級地	100分の6
	施 設	2級地又は1級地	100分の5
	準特地施設		100分の4
異動の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間			100分の4
異動の日から起算して5年に達した後			100分の2

(人事交流等)

第5条 給与規程第22条第2項の規定による採用の事情等を考慮する教職員は、人事交流等により教職員となった者とする。

2 給与規程第22条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次に定めるところによる。

(1) 給与法適用者等であった者から人事交流等により引き続き教職員となって特地施設又は準特地施設に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教職員

教職員となった日に特地施設又は準特地施設に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

(端数計算)

第6条 第3条の規定による特地勤務手当の月額又は第4条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。

(支給調書)

第7条 教職員に特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給するに当たっては、教職員別に、勤務施設名、職名、異動年月日、住居移転年月日並びに特地施設に勤務することとなった日における俸給及び扶養手当の月額その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。

(雑則)

第8条 特地施設又は準特地施設の所在地における生活環境等の実情について必要に応じて調査するものとする。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、特地勤務手当等の支給に関する運用、解釈等については、別に定めることができる。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則第3条の規定により教職員に対する特地勤務手当の月額を算定する場合において、当該教職員に係る同条第2項に定める日が平成10年4月1日前であるときは、当該教職員に対する同項の規定の適用については、同項中「教職員が特地施設に勤務することとなった

日」とあるのは、「平成10年4月1日」とする。

3 次の各号に掲げる教職員に対するこの細則第3条第2項及び第4条第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) この細則第3条第2項及び第4条第2項に定める日が平成14年4月1日から同年11月30日までの間にある教職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る俸給及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成14年法律第106号)の施行の日における同法第1条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の」とする。

(2) この細則第3条第2項及び第4条第2項に定める日が平成15年4月1日から同年10月31日までの間にある教職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る俸給及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号)の施行の日における同法第1条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の」とする。

別表第1(第2条関係)

特 地 施 設		級 別 区 分
施 設 名	所 在 地	
理学研究科附属天文台 飛 騨天文台	岐阜県吉城郡上宝村蔵柱字明ヶ谷国有地	3級地
防災研究所附属地震予知研 究センター 上宝観測所	岐阜県吉城郡上宝村本郷字向野 2 2 9 6 - 2	1級地
防災研究所附属災害観測実 験センター 穂高砂防観測 所	岐阜県吉城郡上宝村大字中尾空山 4 3 6 - 1 3	2級地
フィールド科学教育研究セ ンター 森林ステーション 芦生研究林	京都府北桑田郡美山町大字芦生	3級地
フィールド科学教育研究セ ンター 森林ステーション 和歌山研究林	和歌山県有田郡清水町大字上湯川近井	3級地

別表第2(第4条関係)

準 特 地 施 設	
施 設 名	所 在 地
理学研究科附属地熱学研究 施設 火山研究センター	熊本県阿蘇郡長陽村大字河陽字初瀬 5 2 4 9 - 1